

熊本県後期高齢者医療広域連合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例の制定

熊本県後期高齢者医療広域連合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成  
27年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

区分	報酬の額
事務嘱託員	月額 170,860 円
保健師嘱託員	月額 194,480 円

別表第2を次のように改める。

別表第2（第11条関係）

距離区分	日額
2 k m以上 5 k m未満	170 円
5 k m以上 10 k m未満	180 円
10 k m以上 15 k m未満	300 円
15 k m以上 20 k m未満	500 円
20 k m以上 25 k m未満	500 円
25 k m以上 30 k m未満	800 円
30 k m以上	800 円

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。